

医薬用外毒物劇物危害防止規定

1 目的

この規定は、当社における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もって毒物又は劇物の保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 当社従業員の任務

当社従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

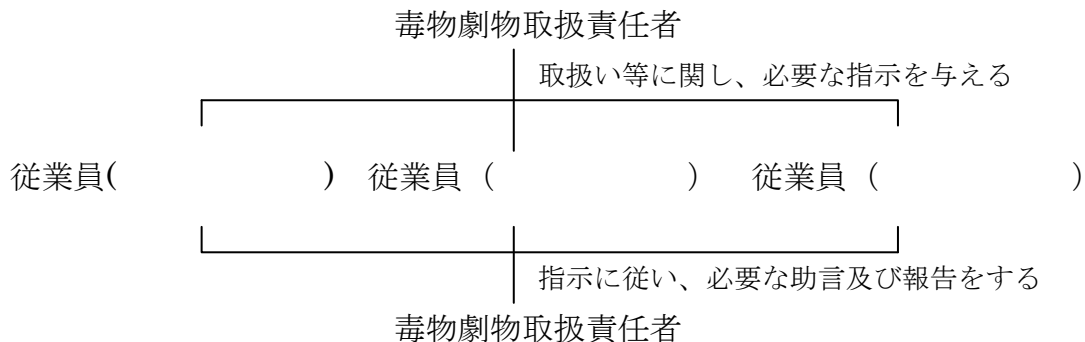
(1) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。

取扱責任者は、氏名 _____ とする。

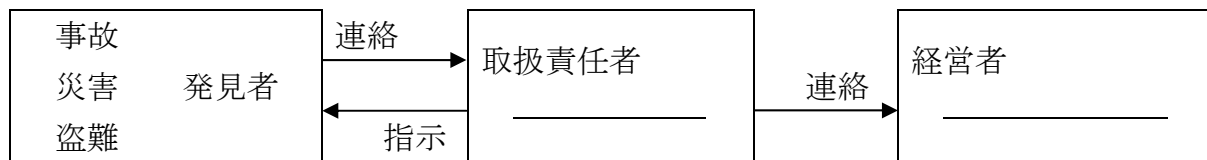
(2) 社内連絡体制

ア 管理組織図



イ 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限に留める。



上野警察署	TEL (3847) 0110
下谷警察署	TEL (3872) 0110
上野消防署	TEL (3841) 0119
台東保健所	TEL (3847) 9416